

島根県自然保護レンジャー設置要綱

島根県環境生活部自然環境課

1 趣旨

島根県環境基本条例（平成9年島根県条例第29号。以下「条例」という。）第4条の趣旨にのっとり、島根県自然保護レンジャー（以下「レンジャー」という。）を設置し、国立・国定公園、県立自然公園、中国自然歩道及び自然環境保全地域、みんなで守る郷土の自然選定地域等（以下「自然公園等」という。）の適正な保護と利用を図るものとする。

2 業務

- （1）レンジャーは、自然公園等の地域における自然景観の保護及び動植物の保護等について、利用者等を適切に指導するとともに、情報を提供するものとする。
- （2）県、市町村が行う環境保全活動に協力する。

3 選考及び委嘱

レンジャーは、自然保護に関し特に熱意と理解を有する満18歳以上の者で、公募に応募したものの中から選考し、知事が委嘱する。

4 身分

レンジャーは、民間人として県の自然保護行政に協力するものとし、知事は、身分証明書（別紙様式第1号）、記章（別紙様式第2号）及び腕章（別紙様式第3号）を交付する。

5 任期

レンジャーの任期は、2年とする。

6 報告

レンジャーは、自然公園等の巡視及び指導等の状況を、概ね2か月に1回程度、島根県自然保護レンジャー業務報告書（別紙様式第4号）により、知事に報告するものとする。

7 報告書の処理

レンジャーからの報告は、処理を要するものは適宜対応し、必要に応じてその結果をレンジャーに通知する。

8 報酬

無給とする。

9 解任

知事は、レンジャーが次のいずれかに該当したときは、解任することができる。

- （1）この要綱に基づくレンジャーとしての行為を怠った場合
- （2）レンジャーとしてふさわしくない言動や行為があったと認める場合
- （3）本人（または親族）から辞意の申出があった場合

10 レンジャー研修会

レンジャーとしての役割や指導のあり方などについて意見交換し、レンジャーの資質を高めるため、必要に応じて研修会等を行う。

改正 平成12年1月21日

改正 平成14年4月1日

改正 令和元年11月27日

改正 令和5年11月22日